

令和 7 年 6 月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総 務 文 教 常 任 委 員 会
建 設 環 境 常 任 委 員 会
健 康 福 祉 常 任 委 員 会 〕

行 田 市 議 会

令和7年6月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（6月19日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第50号について	4
議案第50号の質疑	5
議案第50号の討論、採決	11
休 憩（午前 9時56分）	12
再 開（午前 9時57分）	12
議案第45号について	12
議案第45号の質疑	14
休 憩（午前10時15分）	18
再 開（午前10時18分）	18
議案第47号について	19
議案第47号の質疑	20
議案第47号の討論、採決	22
議案第45号について	23
議案第45号の質疑	23
議案第45号の討論、採決	23
休 憩（午前10時33分）	24

再 開（午前 10 時 36 分）	24
閉会の宣告	24
閉 会（午前 10 時 36 分）	24
署名委員	25



◎建設環境常任委員会（6月17日）

付託案件	27
出席委員（6名）	28
欠席委員（0名）	28
説明のため出席した者	28
事務局職員出席者	28
開 会（午前 9 時 29 分）	29
開会の宣告	29
開議の宣告	29
議案第 46 号について	30
議案第 46 号の質疑	31
議案第 46 号の討論、採決	33
休 憩（午前 9 時 41 分）	33

再 開（午前 9 時 42 分）	33
議案第 45 号について	34
議案第 45 号の質疑	34
休 憩（午前 9 時 45 分）	34

再 開（午前 9 時 48 分）	35
議案第 45 号について	35
議案第 45 号の質疑	37
議案第 45 号の討論	41

議案第４５号の採決	４２
休 憩（午前１０時０９分）	４２
再 開（午前１０時１１分）	４２
議案第４８号について	４２
議案第４８号の質疑	４３
議案第４８号の討論、採決	４５
閉会の宣告	４６
閉 会（午前１０時２０分）	４６
署名委員	４７



◎健康福祉常任委員会（６月１８日）

付託案件	４９
出席委員（７名）	５０
欠席委員（０名）	５０
説明のため出席した者	５０
事務局職員出席者	５０
開 会（午前 ９時２９分）	５１
開会の宣告	５１
開議の宣告	５２
議案第５１号について	５２
議案第５１号の質疑	５４
議案第５１号の討論、採決	５６
休 憩（午前 ９時４５分）	５６
再 開（午前 ９時４８分）	５６
議案第４５号について	５７
議案第４５号の質疑	５９

議案第 4 5 号の討論	6 8
議案第 4 5 号の採決	6 9
閉会の宣告	6 9
閉 会（午前 1 0 時 2 5 分）	7 0
署名委員	7 1



総 務 文 教 常 任 委 員 会

6 月 1 9 日 (木 曜 日)

令和7年行田市議会総務部教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年6月19日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第47号 行田市税条例の一部を改正する条例
議案第50号 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約の締結について
- 審査日程 【教育委員会・生涯学習部】
議案第50号 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置公費請負契約の締結について
議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）
【総務部】
議案第47号 行田市税条例の一部を改正する条例
議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）

○出席委員（7名）

委 員 長	梁 瀬 里 司 委員	3 番	新 諒 平 委員
副 委 員 長	町 田 光 委員	4 番	大 屋 彰 委員
1 番	香 川 宏 行 委員	5 番	村 田 秀 夫 委員
2 番	駒 見 行 彦 委員		

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

浅 見 知 正	総 務 部 長
今 井 良 和	総 務 部 副 参 事
長 島 浩 司	生 涯 学 習 部 長
伊 藤 賀 章	兼 参 事
酒 井 春 彦	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
岡 田 安 弘	文 化 財 保 護 課 長
	生 涯 学 習 部 副 参 事

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

本日は、早朝より総務文教常任委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。このところ暑い日が続いておりますけれども、皆様、健康には十分留意していただきましてお過ごしになっていただければと思います。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は議案3件であります。

審査については、お配りしております審査日程により行います。

なお、議案第45号に係る討論及び採決については、総務部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会生涯学習部所管の議案について審査を行います。

まず、長島生涯学習部長にご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習部長 おはようございます。

梁瀬委員長、大屋副委員長初め総務文教常任委員の皆様には、日頃より生涯学習部所管事業につきましていろいろとご協力いただき、誠にありがとうございます。

本日は、総合体育館の空調設備設置工事請負契約の締結に関する議案、また補正予算案についてご審議をお願いいたします。

補正予算案につきましては、当初予算で予定していない分譲住宅建設工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査を増額するものとか、あと令和8年度の日本遺産認定継続審査に向けた日本遺産の認知度向上や周知に係るもの、また総合体育館の非常用発電設備の改修に係るもの、さらに、日本遺産の構成文化財であります旧荒井八郎商店の利活用に係る補助金について債務負担行為を追加するなど、多岐にわたっております。

この後、詳細な説明につきましては担当課長から申し上げますので、委員の皆様には慎重

審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第50号について

○委員長 次に、議案第50号 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

伊藤スポーツ振興課長、お願いいたします。

○スポーツ振興課長 それでは、議案第50号 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案書の85ページをお願いします。

本案は、行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事の請負契約を締結するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

行田市総合体育館につきましては、本市のスポーツ拠点であるとともに、災害発生時には指定避難所となる施設であり、利用者のスポーツ活動における快適な利用環境を初め、災害発生時における避難者の健康と安全の確保を目的として空調設備を整備しようとするものでございます。

初めに、契約の目的ですが、行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事で、契約の方法は一般競争入札、請負代金額は消費税及び地方消費税の額を含めて4億942万円です。

契約の相手方は、埼玉県行田市忍2丁目19番1号、株式会社清水アーネット行田本店、取締役行田本店長、市川祥路氏です。

86ページをお願いいたします。

これ以降は参考資料となります。

工事の概要ですが、行田市総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナに空調設備を設置するため、機器の新設及び配管や電気設備など必要な工事を行うものでございます。

メインアリーナにつきましては、冷温水発生機による空調設備を、サブアリーナにつきましては、輻射式パネル併用ビルマルチエアコンによる空調設備を新たに設置するものです。

次の87ページには、総合体育館の平面図を添付しております。

次に、88ページをお願いします。

建設工事請負仮契約書ですが、工事場所は、行田市大字和田1242番地、工期は本市議会議決後、行田市の指定する日から令和8年3月17日まで、契約保証金は請負代金額の100分の10以上、前払金は1億6,370万円、中間前払金は8,180万円です。

次に、入札の経緯について説明申し上げますので、89ページをお願いします。

本件は、令和7年4月11日に一般競争入札の公告を行っております。

入札の予定価格は4億4,630万円で、事前に公表しております。

調査基準価格は4億1,050万円、失格基準価格は3億7,188万5,000円で、これらは入札執行後に公表しております。

入札の参加要件は、本市及び近接市（熊谷、羽生、加須、鴻巣）に主たる営業所を有する管工業を行う者で、格付はAランクとしました。

入札執行は、令和7年5月9日に埼玉県電子入札共同システムにより開札を行い、3者が入札に参加し、株式会社清水アーネット行田本店が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札されました。

なお、株式会社清水アーネット行田本店の入札金額3億7,220万円は、調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査を実施しました。その結果、設計図書のとおり履行できるものと判断し、落札者としたものでございます。

以上で議案第50号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第50号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 説明ありがとうございました。

エアコンに関する基本的なことですけれども、これは電気だと思うんですが、こういった大型施設の場合には、そのランニングコストも考えて、ガスエアコンを採用されるところが多いんですけれども、ガスというような選択肢もあったのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

昨年度末に、このエアコンの形として、電気、ガスも踏まえて、あとは自分が先ほど説明

したように、メインアリーナは冷温水発生機による風の影響の少ないエアコンで、サブアリーナは通常のこういうエアコンと一緒に、ビルマルチエアコンということで、電気代に関しても事前に算出した上で、総合的に、ガスも踏まえて、今回の電気のエアコンの形式で導入しようと考えております。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 なぜガスとかという話をしたかということ、例えば東京ドームとか、あるいは進修館高校にエアコンの導入をするときに、ガスと電気のコストを比べたんですね。そのときに、11年リースでガスのほうがコストが安定していると、電気代よりもガス代のほうが。ということで、ガスに決定した経緯が過去に、私が顧問のときにあったものですから、ですから今そういった電気なのか、ガスは検討しなかったのかということ聞いたわけなんで、それを検討した結果、電気になったということでよろしいわけですね。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 基本的なことを伺いたいんですけれども、設置する設備の内容ですけれども、メインアリーナの冷温水発生機による空調方式というのは、字を見ると何となくイメージがつくんですが、改めてどういう手法のものなのか。特にサブアリーナの輻射式パネル云々ですが、先ほど若干触れたんですけれども、よく分からないので、改めてこの空調方式について教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 では、お答え申し上げます。

まず、メインアリーナですけれども、冷温水発生機というのは、総合体育館の屋上に冷温水発生機というのを設置して、冷たい水とか温かい水を発生させて、そちらから、もともと総合体育館の中に空気を通す既存のダクトもあるんですよ。その穴を活用して、そこから冷たい空気とか温かい空気を送り込むシステムになっております。

サブアリーナは、先ほど説明したときに、ビルマルチエアコンという名前のエアコンですけれども、さらに効率を上げるために輻射パネルというのを設置します。この輻射パネルというのは、通常のエアコンで出てきた空気、例えば冷たい空気があったら、さらに増幅させるパネルになっておりまして、そちらをサブアリーナに張り巡らせて、さらに冷房、暖房の

効率化を図っていくようなシステムのエアコンになっております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございました。

サブアリーナは、規模的にも大きな面積でもないということで、通常のビルの冷暖房用の方式のものを採用していると、さらには輻射式という形でその効率を高める、そういう方法ということですね。分かりました。

別の件ですけれども、続けて……

○委員長 じゃ、引き続きどうぞ。

○5番 村田委員 契約の関係、入札の関係で伺いたいんですけれども、今回は低入札価格であつたと。調査基準価格を下回る入札金額だったということで、調査を改めて行ったということなんですけれども、具体的にはこの調査というのは、どういうところを見て工事が大丈夫という結論に至ったんでしょうか。例えばこういうところを重点的に見るんですとか、そうした点について、この調査についてより具体的な説明をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

低入札価格調査につきましては、令和7年5月13日火曜日、午前9時から10時20分まで、市の出席側としましては営繕課及び調査対象業者側として清水アーネットから営業部次長をお招きしまして協議を行ったんですけれども、低入札価格調査は予定価格の500万円以上の一般競争入札で、市が履行する工事の請負契約において、予定価格の制限範囲内において最低価格で応札してきた価格で当該契約の内容に適合した工事が履行できるか否かを、発注者、我々が判断するための調査でございます。

具体的には、工事担当課において、落札者に対して、手持ち工事の状況や技術者及び労務者の配置計画、社会保険等への加入状況通知書など、提示された入札価格に至った理由書類を提出させ、当該工事の仕様内容に適した施工ができるものを判断しております。

本契約においては、工事担当課である営繕課の調査の結果、提示された入札価格で工事仕様の内容に適した履行ができる旨の報告が契約検査課に提出されたことを受け、清水アーネット株式会社行田本店を落札候補者に決定しているところでございます。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 概要としてはそういうことなのかというのはひとつ理解できたんですけど、この調査基準価格、これ自体がどういう性格なものかにかかってくると聞きながら思ったんですね。予定価格というのは、言ってみれば予算措置としての上限で、ここまでは金額的には契約としてやっていいという予算額、それに対して、この調査基準価格というのは、予定価格自体がいろいろな建築物価とか、サッシとか、そういう原材料費を積み上げて予算化しているもので、一般的な契約とすれば、この程度の内容ならば妥当じゃないか、上限余裕を見た数字としての妥当な数字というのが予定価格じゃないかと思うんですけども、それで言えば、この調査基準価格というのは性格がよく分からないですね。最低限度価格がまたあるわけですよ。最低限度価格はこれ以上低ければ工事として成立しないだろうと。赤字覚悟というような、そういう性質のものということで、これは絶対的な基準としてまた算出されている枠があって、そういう意味でこの真ん中の調査基準価格というのは一体どういう位置づけなのか、事業課さんに聞くのも酷なんだけれども、今日は契約検査課さんとかも同席しているんじゃないかな。

○委員長 執行部、答えられますか。

執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

調査基準価格は、例えばどのように設定したかという形で、数式をばばっという感じになってしまうんですけども、本市では、公共工事におけるダンピング受注の防止や工事の品質を確保するため、調査基準価格や、さっきおっしゃっていた失格基準価格というのを設けておりまして、その算定に当たっては、国の工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにおける調査基準価格の算定式を参考にして算出しております。

具体的な計算方法を契約検査課から受けておりまして、それをこちらで申し上げますと、調査基準価格は、直接工事費掛ける0.97プラス共通仮設費掛ける0.9プラス現場管理費掛ける0.9プラス一般管理費掛ける0.68となり、ここで算出された数値を基に設定をしていく形になっております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 こういう計算式は、私もかつて、何か思い出しました。ただ、その係数が0.9とか、それぞれの意味というのはまた専門的なものだと思うので、ここで聞いても私も理解しかねるところがあるかと思うんで、そういう国の基準に基づいて品質管理等を改めて確認しなければいけない価格が出て、それを下回ったからその調査を改めてした、そういう理解でよろしいわけですね。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 1点だけ、工期に関してですけれども、完了日が令和8年3月17日までとの契約になっていると思うんですけれども、基本、遅れるケースが最近多いんですけれども、これは完了するめどは立った上のスケジュールの組み方での工期なのか伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

現状としては、営繕と設計等を協議した結果、3月17日までに終わるという形で、工事はできるとは伺っております。実際、工事に当たっては、物の設計とか製作期間とかもあったりしますので、例えば実際に総合体育館が使えなくなるのは12月中旬から、先ほど言った3月17日までと考えており、十分にこの期間で機器導入ができると考えております。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 逆に言うと、もし遅れてしまった場合はどのような対応になるか、それだけ伺えますでしょうか。

○委員長 伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

もし遅れた場合、何か事故等、事情があった場合につきましては、またしかるべき議会で、このように工期が遅れてしまって、予算等々の繰越しなりという手続をして、ご説明させていただく形にはなります。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 関連して伺いたいんですけれども、この空調設備を導入できることになっ

たきっかけの一つに、全国的な高齢者ねんりんピックでしたっけ、あの開催があつてというのだと思うんですけども、それがいつぐらい前なのか。それが恐らく絶対的な工事のお尻というか、締切りだと思うんですが、それはいつぐらいなんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

ねんりんピックは令和8年11月上旬に本番が予定されておりまして、今年度に関しましては、そのプレ大会として本年11月7日から9日、もしかしたらもうちょっと長くなるかもしれませんが、そういうのを予定しております。スケジュール的には、そのねんりんピックが終わった後に工事、実際使えなくなっていくという形のスケジュールで考えております。

以上です。

○委員長 大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 1点だけいいですか。このアリーナに関しては、かなり年数もたっていて、既存ダクトを使うわけですけども、かなりダクト自体も損傷じゃないですけども、不具合もあろうかと思うんですよね。4の工事の大要の中の(1)の②に、上記に伴う配管、ダクト、自動制御設備工事、電気設備工事と書いてあるんですけども、ダクト自体は損傷という言い方が当たっているかどうか分からないですけども、かなり古くなっているので、使っていないし、これはその辺も含めた工事という理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

確かにおっしゃるとおり、総合体育館も30年ぐらいたっておりますので、実際に我々も機械室に入って既存ダクトとか見ているところではあるんですけども、何分我々が見ただけでは分からない部分もあると思いますので、その辺も踏まえた工事となっております。

○委員長 よろしいですか。

他に。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 先ほどの新委員や村田委員に関連する部分ですけれども、聞き逃したら申し訳ありません。例の工期最中の使えなくなる期間の何かスケジュール、ある程度予定の部分で、どのような感じから、例えば先にメインが使えなくなつて、次にサブが使えなくなるとか、一遍になのかとか、そういった場所のスケジュールがもし分かりましたら教えていただければと思います。

○委員長 伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

現在、メインアリーナ、サブアリーナ共に、12月14日までは使える、予約できる日程になっておりまして、12月15日以降が工事として使えなくなる日と見込んでおりまして、終わりは3月17日、それより前になると思うんですけれども、その期間で、サブアリーナ、メインアリーナ共に同時に工事をするわけでもなく、事業者とお話しまして、予定ではその期間が使えなくなると言っているんですけれども、市民の皆様ができるだけ使えるように、工事をうまくこちらも把握して、すみ分けて、使えるところは開放できるように努めていくように考えております。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

ということは、まるっきり全部100%使えなくなるということではなく、飛び飛びで何日かなるという感じでよろしい訳ですね。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第50号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第50号 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第50号 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約の締結について

ては、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。執行部入替えのため、そのままお待ちください。

午前 9時 56分 休憩

午前 9時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第45号について

○委員長 次に、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、教育委員会生涯学習部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、伊藤スポーツ振興課長、お願いいたします。

○スポーツ振興課長 それでは、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）中、スポーツ振興課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、議案書の65ページをお願いいたします。

10款教育費、5項2目体育施設費の右ページの説明欄◎施設管理運営費は、当初予算に計上していた7節報償金及び12節音響操作等委託料の全額、さらに14節設備改修工事請負費のうちの310万円、合わせて400万円については、よみがえれ！行田の桜プロジェクトを実施するための経費、7款1項3目観光費の桜維持管理費への予算の組み替えを行ったことに伴い、減額補正するものでございます。

これとは別に、14節設備改修工事請負費は、総合体育館の非常用発電設備について、基盤不良による故障が発生し、設備改修が必要になったことから、その改修工事に係る経費として2,807万2,000円を措置するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、議案書戻りまして53ページをお願いいたします。

21款1項8目教育債の5節保健体育債の説明欄、総合体育館設備改修事業費債は、総合体育館非常用発電設備改修事業の財源として借入れ措置するものでございます。

戻りまして、議案書の37ページをお願いいたします。

第2条の継続費及び第4条の地方債の補正であります。内容につきましては別表により説明いたしますので、40ページをお願いいたします。

第2表継続費補正は、先ほど歳出のところで事業内容を説明いたしました10款5項保健体育費の総合体育館非常用発電設備改修事業に係る継続費を追加するものであります。

本事業につきましては、令和7年度と令和8年度の2カ年で事業を実施するもので、総額と年割額については表に記載のとおりであります。

次に、第4表地方債補正は、総合体育館設備改修事業について、起債の限度額を5億1,740万円から2,800万円増額し、5億4,540万円とするものであります。

以上でスポーツ振興課所管についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

次に、酒井文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長 それでは、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算のうち、文化財保護課所管分についてご説明いたします。

まず、歳出についてご説明いたしますので、議案書の65ページをお願いいたします。

10款教育費、4項2目文化財保護費の右ページ説明欄◎文化財保護費でございますが、1節会計年度任用職員報酬から10節消耗品費、その下の12節発掘測量委託料及び、1つ飛びまして公共施設等し尿処理収集委託料、13節器具・機材借上料は、当初予定しておりませんでした佐間3丁目地内の分譲住宅建設工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するための経費を措置するものでございます。

12節物品作成委託料につきましては、令和8年度の日本遺産認定継続審査に向け、市民の日本遺産の認知度向上や対外的に本市の日本遺産を周知することを目的に、町なかにポスターや横断幕等の掲示などを行うための経費を措置するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして51ページをお願いいたします。

20款諸収入につきましては、受託事業でございます文化財の発掘調査に係る経費に対する事業者からの負担金として、歳出計上額の全額を見込むものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたしますので、戻りまして40ページをお願いいたします。

3表債務負担行為補正につきましては、文化財保存活用事業補助金に係る債務負担行為を追加するものでございます。

本事業は、日本遺産構成文化財である旧荒井八郎商店事務所等建物について、利活用のために必要な耐震補強工事費用を市費により補助を行うため、債務負担行為を設定し、事業者の円滑な利活用を推進するものでございます。

以上で議案第45号の文化財保護課分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 まず、文化財保護費の関係で伺いたいんですけれども、66ページの12節ですけれども、物品作成委託料、日本遺産のPRということですが、ポスター、横断幕、それぞれ何枚作成するこの予算なのか、あるいはほかに何か普及啓発用のチラシだとか、何かお考えが、予定があるのか、併せて伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

こちらの物品作成委託料につきましての大きな取組といたしましては4つございまして、1つ目がのぼり旗を約560枚程度作成いたしまして、市内公共施設を初め、行田商工会議所及び南河原商工会のご協力を得ながら、市内の商店、企業などで掲示する予定でございます。

2つ目の取組につきましては、約1,200枚のポスターを作成いたしまして、のぼり旗と併せて掲示をしていただくほか、多くの人の目につく量販店、また幅広い世代の方にも認識していただくため、幼稚園や高齢者施設などにも掲示を依頼してまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の取組といたしましては、タペストリーを作成いたしまして、足袋蔵が点在します中心市街地商店街に掲示することで、町なかの回遊を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、4つ目といたしましては横断幕の作成でございまして、県道沿いの歩道橋や市の本庁舎入り口などに掲示いたしまして、日本遺産のまちであることを広く周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、タペストリーというのは、よくお城とか大きな壁面にじゅうたんみたいなのをばーっと、大きなやつを、そういうイメージですが、この中央市街地の商店街にやるタペストリーというのとは違うようだけれども、どういうものなのかイメージができるように改めてご説明いただきたいのと。横断幕は何枚程度予定しているのか、改めて伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 タペストリーにつきましては、前回、三方領知替でも行ったりはしておりますが、商店街の街路のところに掲示する棒というか……

〔「街路灯につり下げる形ですね」「このぐらいのやつ」「ペナントみたいな」と言う人あり〕

○文化財保護課長 ああ、そうですね、おっしゃるとおりですね、そういった形のものを予定しております。

続きまして、横断幕につきましては9箇所予定しておりまして、それぞれ歩道橋につきましては、左右というか上下、両方に見えるような形にする状況も考えまして、全体で13枚を予定しているところでございます。歩道橋のところは6箇所、あと市役所本庁舎入り口、郷土博物館入り口、あとは秩父鉄道改札出口を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 今のに関連して質疑させてください。

正直、チラシとか毎回印刷はしていると思うんですけれども、改めてどんな狙いというか、どんな効果を狙ってやっている施策なのか、それぞれ伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 今回の取組につきましては、これまでも周知等を図るために各種チラシ等

を作成してまいりましたが、市民の意識調査を測った際に、なかなか認知度が上がってきていないという状況を踏まえまして、改めて大きな点とすると、のぼり旗等、そういった多くの人の目に見えるような形で出すことを今回は主目的としているところでございます。そのために、タペストリーであつたりとかのぼり旗であつたりポスターであつたりという形のところを今回計上させていただいてございます。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

市民の認知度向上が主目的ということですが、実際、今現状はどれぐらい認知度がなくて、この施策でどれだけ向上させたいと思っているのか伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 日本遺産認定当時につきましては、7割程度の認知度があつたところ、現状におきましては5割程度まで落ちているところでございます。文化庁が示しております日本遺産の地域活性化計画におきましては、項目として、市民の認知度という部分もございまして、そこに7割以上の数値目標を設定しているため、その目標を達成するために今回こういった取組をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

当初7割以上あつたというのが信じられないぐらい高いなと思ったんですけれども、実際5割まで落ちてしまったということで、多分ポスターとかのぼりとかは、ある程度僕も町なかで今まで目にしていた気はするんですけれども、それでも認知度は上がる、むしろ下がっている状態ですけれども、これで認知度は本当に上がるのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 こちらの認知度の低下につきまして、要因を当課でもいろいろ検討はしたところでございますが、大きな要因につきましては、コロナ禍等におけるイベント数の減とか、あとはいろいろポスターとかはお出ししたんですけれども、回遊が進んでいないために、そういったところが目につかないというところがあつたかと思います。そこら辺につきまし

て、今後、回遊性を含めたイベントを多発的に実施していくとともに、そこに併せてこういった取組をすることによって認知度を大幅に上げるという趣旨で今回実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

国の基準で7割以上が求められているということなので、これは必達ということをお願いしたいんですけれども、あとせっかくなので、若干この関係した意見みたいになってしまうんですけれども、前からこのJR駅前のロータリーの日本遺産の看板が結構ぼろぼろになっていて、本当に町の入り口のところが一番汚い日本遺産の看板みたいになっているのはどうかと思うので、その辺も、いわゆる市内だけじゃなくとも、観光に来た人の一番最初に目につくところでもあると思うんで、そういった観点も含めて改修など進めていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 今のお話について答弁させていただきたいと思います。

そちらにつきましては、今、商工観光課と話しまして、今年度、看板の張り替えをする予定で進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 関連ですけれども、こののぼり、それから先ほど横断幕の枚数とかは分かりまして、大体根拠も分かりました。それで、ポスターとのぼりのこの560枚、そしてポスターが1,200枚、こちらの根拠というか、枚数の算出根拠を教えてくださいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 のぼり旗の枚数の根拠につきましては、各公共施設等につきまして、市内公共施設23施設、また郵便局14局、さらに日本遺産構成文化財で掲示等ができるところが26箇所、約30箇所、行田商工会議所の協力といたしまして400の商店・企業さん、南河原商工会の協力企業として30の商店・企業さん等でこの数字を予定しているところでございます。

ポスターにつきましては、その数字プラス、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、三方領知替の実績等を踏まえまして、約1,200枚という数字を算出したところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

実は、その三方領知替のお話をちょうどいただいたので、もちろんこれは商工会議所とのすり合わせだったり、商工会議所のやり方というのものもあるかもしれないですけども、逆に配布されていない業者さんとかがいて、どこでもらうんだいという声を実は聞いたことがあります。私がたまたま市役所に仕事で行かせていただいていたんで、確認しましたら、商工観光課から頂いた経緯もありましたので、こういった希望者の方に配られないというのも、せっかく宣伝しようという前向きな方もいらっしゃるんで、ぜひ何かそういった配布方法も、もし何か周知がうまくできるようでしたら、欲しい方はこちらに来て、何かそういったアナウンスもしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 そこにつきましては、改めて課内で検討して、適切に協力いただける皆さんに配れるように対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、教育委員会生涯学習部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部入替えのため、そのままお待ちください。

午前 10時 15分 休憩

午前 10時 18分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。ま

た、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

浅見総務部長。

○総務部長 こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第47号及び議案第45号のうち総務部所管部分でございます。なお、説明につきましては、本日、瀬尾税務課長が病気で入院中のため、今井副参事から申し上げさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第47号について

○委員長 次に、議案第47号 行田市税条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

今井副参事、お願いいたします。

○総務部副参事 議案書の76ページをお願いいたします。

議案第47号 行田市税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同日付専決処分で改正を行ったもの以外で条例改正が必要となる事項について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、次の2点になります。

1点目は、個人市民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正、2点目は、市たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しについてでございます。

では、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の8ページをお願いいたします。

第27条の2は、個人市民税の所得割の納税義務者が所得から控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加するものでございます。

次に、第29条の2は、個人市民税の申告義務について、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第29条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の名前を追加するものでございます。

次に、第29条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の名前を追加するとともに、用語の整備を行うものでございます。

次に、附則第14条の2の2は、加熱式たばこの課税方式の見直しを行うもので、現在、加熱式たばこの重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として換算することについて規定するものでございます。

議案書に戻りまして、78ページをお願いいたします。

附則ですが、第1条は、施行期日を定めるもので、令和8年1月1日からとするものですが、加熱式たばこの課税方式の見直しに関する規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、市民税に関する経過措置を定めるもので、第1項は、個人市民税の所得控除及び申告義務に関する規定の適用について、第2項は、令和8年度分の個人市民税の申告書の提出に関する読替規定について、第3項及び第4項は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の適用について定めるものでございます。

第3条は、市たばこ税に関する経過措置を定めるもので、第1項は、施行日前に課税される加熱式たばこに係る市たばこ税の取扱いについて定めるものでございます。

第2項は、激変緩和措置として、加熱式たばこの課税方式の見直しを2段階で行うもので、令和8年4月1日から9月30日までの間に売渡し等が行われる加熱式たばこの本数の換算方法は、現行の換算方法による本数と見直し後の換算方法による本数にそれぞれ0.5を乗じて得た本数の合計数とすることについて定めるものでございます。

以上で議案第47号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第47号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1 番 香川委員。

○1 番 香川委員 説明ありがとうございました。

基本的なところでお伺いしたいんですけれども、特定親族ですが、特定親族の解釈というのは、12月31日現在の年齢が19歳以上、23歳未満の方という理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

今井総務部副参事。

○総務部副参事 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

3 番 新委員。

○3 番 新委員 これは私の知識不足に近いんですけれども、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について、実際具体的にどういった方が、何が対象になって、どういった課税が強化されるのかとか、そういった改めて教えていただけますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 今回の改正についてですけれども、以前、紙巻きたばこと加熱式たばこの間で格差があるという中から、紙巻きたばこに近づける目的で改正をするような内容になってございます。

以上です。

○委員長 新委員、いかがですか。

○3 番 新委員 後で教えてください。

○委員長 大丈夫ですか。

浅見総務部長。

○総務部長 補足をさせていただきます。

先ほど今井副参事から説明があったとおりですけれども、現在、加熱式たばこについては、紙巻きたばこよりも税負担水準が低い状態となっております。ここを適正化するというのがまず背景にあると。現在につきましては、説明にもあったとおり、重量、それと価格、これで計算がされていると。こちらについて、重量のみで計算がされるということになります。ですから、その結果、加熱式たばこの税収というのが当然上がりまして、納税者の方にとっ

ては税負担が増えるというような形となります。本当に概略的なところでございますけれども、そんな感じになります。

○委員長 他に質疑ございますか。

5 番 村田委員。

○5 番 村田委員 特定親族特別控除について伺いたいんですけれども、この今回の制度改定というのは、いわゆる103万円の壁の議論があって、こここのところが変わった。それとセットといいますか連動した中で、大学生のアルバイトの関係で同じ議論があつての改正と理解しておるんですが、これはその壁論議でいえば、今までは幾らで設定されていて、今度この新しい特別控除が創設されることで、その壁がどう動いて幾らになるのか、どう変わるのか、この辺について伺いたいんですが。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 お答え申し上げます。

従前は、103万円までが扶養の範囲という中で、令和7年度の税制改正によりまして、今度は123万円まで収入のある方が扶養として控除できるようになります。この時点で20万円多く収入を得られるということになります。それと、特定親族の特別控除が設けられることによりまして、扶養親族の方が、そのお子さんなりの収入所得が123万円になるまで段階的に控除を得られるというふうな改正になってございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第47号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第47号 行田市税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

△議案第45号について

○委員長 次に、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、総務部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

今井副参事、お願いいたします。

○総務部副参事 それでは、議案第45号 行田市一般会計補正予算（第1回）の税務課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

2款2項2目賦課徴収費の右ページ説明欄◎賦課費の22節還付金の330万円の補正でございます。これは、確定申告による配当割額及び株式等譲渡所得割控除額の還付金額が、当初の見込みを上回り、予算に不足が生じることから、追加措置したものでございます。

今回判明した還付金額は約850万円であり、加えて令和7年度の残りの期間の支出見込み額を過去の実績等を勘案いたしまして、今回予算の増額補正を計上したものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

以上で議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、当委員会所管部分に係る全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第45号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）中、当委員会所管部分について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部退席のため、そのままお待ちください。

午前 10時 33分 休憩

午前 10時 36分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長 本日はこれにて閉会いたします。

午前 10時 36分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁 瀬 里 司

建設環境常任委員会

6 月 1 7 日（火曜日）

令和7年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年6月17日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第46号 令和7年度公共下水道事業会計補正予算（第2回）
議案第48号 行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例
- 審査日程 【都市整備部】
議案第46号 令和7年度公共下水道事業会計補正予算（第2回）
【市民生活部】
議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）
【環境経済部】
議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）
議案第48号 行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例

○出席委員（6名）

委員長	小林	修	委員	2番	小林	淳一	委員
副委員長	木村	博	委員	3番	吉田	豊彦	委員
1番	福島	ともお	委員	4番	小野寺	貴男	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

森	原	秀	敏	市民生活部長
磯	貝	和	実	市民生活部次長兼 市民課長
江	森	裕	一	環境経済部長
菅	原	広	志	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
横	山	敦	亮	商工観光課長
萩	原	弘	一	農政課長
吉	田	秀	和	環境経済部副参事
高	橋	栄	一	都市整備部長
五十	幡	雅	弘	都市整備部次長兼 下水道課長
根	岸	正	臣	上下水道経営課長

○事務局職員出席者

書記 新井 康夫

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは始めます。

当委員会に付託されています案件は、議案2件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

都市整備部長、ご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 おはようございます。

本日の審査に当たりまして、誠に恐縮ですが一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃から都市整備部所管の事務事業に深いご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日、都市整備部に係る議案につきまして審査いただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第46号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第2回）でございます。何とぞ慎重なる審査、またご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第46号について

○委員長 議案第46号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第2回）を議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第46号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

議案書の67ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和7年1月28日に八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受け、国からの依頼に基づき、下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う経費及びその財源に充てるための国庫補助金を措置するものでございます。

調査の対象でございますが、直径2メートル以上、かつ平成6年度以前に設置された下水道管のうち、行田市公共下水道事業会計補正予算（第1回）でご承認いただきました腐食しやすい箇所では優先的に調査を実施する下水道管以外の箇所で、場所は大字長野地内ほかに位置する延長約3,850メートルでございます。

なお、調査の内容ですが、下水道管の中に調査員が入り、全体的な状況の確認、土砂等の堆積状況、管の破損、継ぎ手部の不良、管壁のクラックなどを直接目視で確認するもので、点検結果を緊急度Ⅰ、Ⅱ、特に対応不要の3つに分類し、緊急度Ⅰと判定された箇所は原則1年以内に対策、緊急度Ⅱと判定された箇所は5年以内に対策を実施することで、事故を未然に防ごうとするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、資本的収入及び支出の補正でございます。補正予定額は収入、1款資本的収入、3項国庫（県）補助金374万1,000円の増額、支出、1款資本的支出、1項建設改良費748万5,000円の増額とするものでございます。また、事業費の増加に伴い、資本的収入、支出の不足額及びその補てん財源が変更になることから、第2条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億4,180万6,000円を6億4,555万円に、資本的収入及び支出の不足額を補てんする財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,171万6,000円を6,205万6,000円に、当年度利益剰余金処分額723万6,000円を1,064万円とするものでございます。

第3条の利益剰余金の処分の補正でございますが、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額に補てんする当年度利益剰余金の額を1,064万円とするものでございます。

次の68ページから71ページまでは、補正予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧をいただければと存じます。

続きまして、72ページをお願いいたします。

補正予算説明書でございます。

資本金収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1款資本金収入、3項国庫（県）補助金、1目国庫補助金、1節国庫補助金は、下水道管路特別重点調査の財源として国庫補助金を措置するものでございます。

74ページをお願いいたします。

資本金支出についてでございます。

1款資本金支出、1項建設改良費、1目建設改良費、17節委託料は、下水道管路特別重点調査委託料を措置するものでございます。

以上で議案第46号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番、福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

私から質疑をさせていただきますが、基本的に点検をされた中で緊急度に応じて3つのランクに分けてされるというのは分かりました。緊急度によって1年以内とか、そういうふうに分けているのは分かったんですけども、基本的にその対策は具体的にはどのようなことが想定されるのでしょうか。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 ありがとうございます。

具体的な緊急度の対策でございますが、まず状況を確認する中で必要な対策として考えられるのが、コンクリートの充填ですとか管渠の更生ですね。また、最悪の場合は管渠の布設替えということも考えていかなければならない。そこまで考えていくような計画になってく

るという予定はしております。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

3番、吉田委員。

○3番 吉田委員 おはようございます。

1点、下水の調査測量委託をするわけですね。この調査を委託する会社は、市内業者でもできるのか、それとも市外業者か。それで、この予算を見てあるけれども、もし調査を依頼した場合に、この予算で不足であった場合は、その予算部分をどういうふうに対応するのか。そこら辺をお聞きしたい。

○委員長 執行部、答弁をお願いいたします。

五十幡課長。

○下水道課長 今回の調査につきましては、これまでも下水道の管路の調査もやってきたんですけれども、結論から言いますと、市内業者ではできないということを想定しております。なぜかといいますと、この管路点検をした中で、管路の状況を潜行して入ることで把握していく、そういう中の判断というか、その経験値がまだないという中で、この点検とは別でやってきた管路調査もそうですけれども、管路調査の協会に入っておりますこちらから、10社の指名で行っていききたいと今予定しているところでございます。

○委員長 もう1点、予算。

根岸課長。

○上下水道経営課長 予算の不足があった場合ということでございますが、そのときに幾らかかるのかというのを精査した中で、また財源につきましてはまだ検討していきまして、補正予算が必要であれば、補正予算で措置する等で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 3番、吉田委員。

○3番 吉田委員 不足した場合と予算は別にすると言ったけれども、追加になった場合に、また国庫で国への請求は、相談はできるんですか。追加分が出てしまったんだけれども、国庫の補助の対象になりませんか。今物価が上がっているものだから、そこら辺をお聞きしたい。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 今回の調査につきまして、国庫補助率が2分の1となっておりますので、その分、かかった経費の2分の1で国に国庫補助金としてまた請求をさせていただくような

形になります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第46号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第46号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第2回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 9時 41分 休憩

午前 9時 42分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長、ご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、日頃よりお世話になっております。

本日は、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）につきまして、市民生活部所管のものについてご審議賜ります。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第45号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

市民課、議員課長、お願いいたします。

○市民課長 おはようございます。

議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、市民課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴い、本市に戸籍を有する筆頭者及び住所の異なる構成員に仮の振り仮名の通知を本年7月上旬に発送することを予定しております。

通知を発送した後に生じる業務として、通知に関する問合せの対応のほか、発送した仮の振り仮名に誤りがあり、戸籍の筆頭者等から正しい振り仮名の届けがあった場合の受付や、届出のあった正しい振り仮名の戸籍システムへの入力等がございます。これらの業務に要する経費が新たに国の補助対象となったことから、業務に従事する会計年度任用職員を雇用したいため、2名分の人件費を措置するものでございます。

以上で市民課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明が終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時 45分 休憩

午前 9時 48分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、環境経済部所管の議案について審査を行います。

環境経済部長、ご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、環境経済部の諸事業に対しまして多大なるご支援を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

この後ご説明申し上げますのは、補正予算及び条例1件についてでございます。ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第45号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず最初に、環境課、菅原課長、お願いいたします。

○環境課長 おはようございます。

議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、環境課所管部分について説明いたします。

議案書の59ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費において、3,816万2,000円を追加措置するものでございます。

右ページ説明欄、粗大ごみ処理施設管理費の10節修繕料は、本年4月の粗大ごみ処理場の破碎施設の設備点検において、施設の老朽化に伴い、受入れコンベア及び供給コンベアのコンベアパンの激しい変形とスプロケットの摩耗が確認され、これらの部品が破損した場合、破碎物の供給ができなくなり、故障箇所によっては直ちに運転停止に至るおそれがあること

から、その修繕に係る経費を措置するものでございます。

以上で環境課所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 続きまして、農政課、萩原課長、お願いします。

○農政課長 おはようございます。

それでは、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）につきまして、農政課が所管する部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算の内容について説明を申し上げますので、61ページをお願いいたします。

6款農業費、1項3目農業振興費は、次世代の農業を担う新規就農者の育成、確保を図り、親元就農を含めた円滑な農業継承、経営発展に向けた取組を支援するための国の新規就農者確保緊急円滑化対策事業の採択を受けました米麦栽培を中心とした新規就農者1名に対し、乾燥機や色彩選別機など、新たに5種類の農業用機械を導入する経費などに対する補助金657万5,000円を措置するものでございます。

次に、歳入予算について説明いたしますので、戻りまして47ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の右ページ説明欄、4目農業費県補助金の新規就農経営継承・経営発展支援事業費補助金は、事業費について国が2分の1、県が4分の1、計4分の3を補助する額を合わせて県支出金で措置されるもので、歳出計上額の全額、657万5,000円を見込むものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 続きまして、商工観光課、吉田副参事、お願いします。

○環境経済部副参事 おはようございます。

議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、商工観光課が所管する部分につきましてご説明いたしますので、議案書の63ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費の桜維持管理費でございますが、今年の春に市内の桜の開花状況を確認したところ、クビアカツヤカミキリの被害拡大により、あまりにも花が咲いていない桜が多く、市として緊急に対策を強化すべきと判断し、桜の植樹を初め、桜の景観保全を目指す、よみがえれ！行田の桜プロジェクトにより、今回の補正予算において400万円を措置させていただきました。

財源につきましては、当初、弓道場利活用事業で予定しておりましたクラウドファンディング型及び企業版ふるさと納税寄附金400万円の財源を充てるものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、クラウドファンディング型及び企業版ふるさと納

税寄附金を活用し、武蔵水路沿いの埼玉県立総合教育センター東側約190メートルの区間に新たな桜を植樹し、及び記念イベントを開催する経費を計上しているものでございます。

右ページ説明欄の◎桜維持管理費の10節需用費は、桜の植樹及び記念イベントの開催に必要な消耗品を措置するものでございます。

その下、12節委託料は、桜の植樹や記念イベントの開催に係る各種委託費を措置するものでございます。

以上で議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）の商工観光課が所管する部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番、福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、順次質疑をしてみたいです。

まず、粗大ごみ処理施設管理費の3,816万2,000円ですけれども、この修繕料のもう少し詳細な中身というか、そこを教えていただけたらと思います。

続きまして、桜維持管理費でございますけれども、これは会場設営委託料だと思うんですけれども、一体どのようなイベントを考えているのか、そこを教えていただきたいのが1点と、もう1点として、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金を使う、あと企業版ふるさと納税寄附金を使うということですが、クラウドファンディングをかけるときに、もともと弓道場のほうがあったと思うんですよ。今回の場合は、弓道場のとは別に、またこの植樹の件を告知して集めるというイメージでよろしいんですか。弓道場のほうと、こっこの桜を復活させるほうのプロジェクトをやっていくというイメージでいいんですかね、そこだけお願いします。

○委員長 菅原環境課長。

○環境課長 福島委員の質疑にお答えいたします。

粗大ごみ処理施設の修繕料の詳細についてでございますが、まず受入れコンベアの部品交換につきまして1,422万8,500円の修繕料を計上しております。それから、供給コンベアの部品交換で2,393万2,700円となっております。

作業内容につきましては、受入れコンベアの作業につきましては、コンベアの部品を交換するため、コンベアの上にある受入れホッパー、ボックスみたいなものですが、それをまず一旦分解、撤去いたしまして、その後、コンベア部品の撤去、搬出、新規部品の搬入、組み込み、蛇行調整、張り調整、取付けボルトの増し締めを行いまして、外しておいたホッパーの組み込み、復旧を行う作業となります。

供給コンベアの交換につきましては、供給コンベアを囲ってあるケース、ケーシングといったものがあるんですが、それをまずコンベアを交換するために切断、撤去、搬出いたします。それで、既設部品の撤去、搬出を行い、新規部品の搬入、組み込みを行います。その後、蛇行調整、張り調整、それから取付けボルトの増し締めを行いまして、ケーシングの復旧をするという作業内容となります。

以上でございます。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 まず、桜の植樹についての1点目の開催イベント、記念イベントにつきましては、現在、詳細はまだ決まっておりませんが、植樹記念イベントに必要な、例えばのぼり旗であるとか、看板であるとか、必要なものについてをまず計上させていただいて、今後詳細については詰めさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の財源につきましては、まず弓道場のクラウドファンディングはやらない。その代わり、その財源をこの桜のプロジェクトに充てるという形になりますと伺っております。なので、もう一回復唱になりますが、弓道場のクラウドファンディングはやめて、こちらの桜のプロジェクトに充てるという形と伺っております。よろしいでしょうか。

○委員長 1番、福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

粗大ごみ処理施設は分かりました。

桜維持管理費の桜の植樹の絡みですが、イベントに関しては、詳細は決まっていないということですが、イメージ的にはSLのお色直しプロジェクトのとき、あとは行田タワー発射プロジェクトのときのような、あのような1日のイベントというイメージでいいのかというのが1点と、もう1点が、再確認になるんですが、今回はクラウドファンディング型ふるさと納税と企業版ふるさと納税は、この桜の植樹の件1本でやっていくということでもいいんですかね。再確認です。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 記念イベントにつきましては、詳細については決まっておりますが、イメージ的には前回の行田タワー、あとSLのクラウドファンディング、あれを参考にしながら開催してまいりたいと考えております。

あと、クラウドファンディングにつきましては、もう本当に弓道場はやめて、桜のプロジェクトに一本化していくという形と伺っております。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

2番、小林委員。

○2番 小林委員 ご説明ありがとうございます。

私も桜の維持管理のところで2点ほどですけれども、190メートルにわたって植樹というところで、大体これは何本ぐらいを予定しているのかということと、もう1点が、維持管理委託で委託されると思うんですけれども、どの程度のところまで委託というか、その委託の内容とかについて分かったら、もう少し詳しく教えてください。

○委員長 執行部、答弁をお願いします。

吉田副参事。

○環境経済部副参事 まず、1点目の植樹の本数につきましては、現在、当該場所につきましては両側に桜が植樹されている状態であります。それを、今後、専門家の方の意見をお聞きしながら、片側だけに植樹するのか、両側を植樹するのかというのを確認しながら、意見を聞きながら植樹をしてまいりたいと考えております。つきましては、具体的な本数は、今現時点では、申し訳ないですけれども、数十本程度ということで対応させていただきたいと考えております。

また、委託の費用につきましては、こちらについてはまず桜の植樹、新しい桜を植える費用と、伐採等も含めたものの費用の額でございますので、それについては、またどれを伐採するだとか植えていくというのについても、本数が決まってから改めてそこで決まるものと考えておりますので、今のところはその額の範囲内でやらさせていただきたいと考えております。

○委員長 2番、小林委員。

○2番 小林委員 ありがとうございます。

額の範囲内でやるということですが、今のお話ですと、両側がベストなのか、片側がベストなのか、どれを切るのがベストなのか、そのベストが違ってくると思うんですね。それなのに予算内ということとは、専門医の方が言ったことをそのまま実行できないという

可能性もあるということでしょうか。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 専門医の方の意見をお聞きしながら190メートルの区間を実施したいと考えておりまして、当然片側と両側については植樹される本数が違うんですけれども、そこはいろいろな様々な関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方おられますか。

3番、吉田委員。

○3番 吉田委員 1点お伺いしますけれども、桜の植樹という形ですけれども、行田市にも民間でさくらロータリークラブというのがありますよね。彼らの会員たちは、忍川でとか、桜の植樹もしているんですよ。今たまたま見かけますけれども、桜の木に防虫もしたり、ボランティア活動を一生懸命していると思いますよね。ご存じかと思うんですけれども。そういう団体と一緒に共同で声をかけてやるのか、またはこの予算は市単独で桜の維持へ回していくのか、そこら辺はどうですか。そこら辺教えていただきたい。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 今のご質問ですけれども、当然行田さくらロータリークラブさんが桜の新しい植樹を、苗木の提供だとかいうことも当然こちらも把握しておりますので、そちらも連携を図りながらやってまいりたいという形で考えております。

○委員長 3番、吉田委員。

○3番 吉田委員 確認ですけれども、さくらロータリーと行政と協働で、一体として話合いながら維持管理や整備をしていくという形で理解していいですね。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

今回のよみがえれ！行田の桜プロジェクトは、市全体を視野に入れておりまして、今年度に関しましては、今回植樹を行う教育センターの東側、ここがクラウドファンディングを活用して整備してまいるわけですが、それ以外にも見沼公園、それから水城公園、この3箇所を今年度着手したいと考えております。こういったものを一体的に進めていく中で、さくらロータリークラブさんであるとか、水資源機構さんであるとか、その他助言をいただきたいと考えているのが埼玉県環境科学国際センター、そういったところ、また樹木医さんであるとか、そういった方々と協力しながら、今年度に関しましてはその3箇所を中心に、

協力しながら進めてまいりたいと。徐々に市内の桜、どこを復活させるべきなのか、そういったことも議論しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方おられますか。

4 番、小野寺委員。

○4 番 小野寺委員 すみません、質疑というよりも確認に近いんですけども、農政課所管分の農業振興費、新規就農経営継承のところですけども、対象が1名と聞いたような気がするんですけども、この事業の意図というのは、例えば米を作る農家さんを増やしたいという感じの意図なんですか。

○委員長 萩原農政課長。

○農政課長 ご質問にお答えいたします。

こちらの新規就農支援、こちらは米麦に限らず補助金対象になっているんですけども、今回にしましては米麦を中心とした農家さんで、既にご家族のお父さんが米麦をやられていて、それを息子さんが引き継ぐというところの事業継承という形での対象となっております。なので、今回はこの方1人の対象ということで補助をさせていただく予定です。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管分についての質疑が終了いたしました。

△議案第45号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

1 番、福島委員。

○1 番 福島委員 議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）に対して、賛成討論をいたします。

粗大ごみ処理施設管理費、修繕料3,816万2,000円は、施設老朽化に伴うものであり、措置

しなければならないものであると考えます。

また、5月31日の埼玉新聞の記事にて、特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる被害が深刻な市内の桜を復活させるため、よみがえれ！行田の桜プロジェクトと題して植樹などの費用を賄うクラウドファンディング型のふるさと納税と企業版ふるさと納税の募集を行うと発表したとございました。実際に今回の補正予算案に桜維持管理費400万円が計上してあります。

クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税寄附金を用いた取組としては、「貴婦人」お色直しプロジェクトや行田タワー全国発射プロジェクトの実績がございます。市民の方から、武蔵水路沿いの桜が枯れてしまったので、新しく植えてもらいたいとのお声を私もいただいておりますので、回復が困難な木を伐採し、桜の苗を植樹することによって将来満開の桜を取り戻せるよう、ぜひその実現に向けて動いていただけたらと思います。

以上のことから、委員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、議案第45号
令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）に対しての賛成討論とさせていただきます。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第45号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決するに決しました。
暫時休憩いたします。

午前 10時 09分 休憩

午前 10時 11分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第48号について

○委員長 次に、議案第48号 行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止す

る条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

環境課、菅原課長、お願いいたします。

○環境課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

議案第48号 行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例について説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本案は、市役所本庁舎等の電気自動車用急速充電設備の利用を終了することから、条例を廃止しようとするものでございます。

電気自動車用急速充電設備につきましては、平成26年3月に市役所本庁舎、平成27年3月に総合体育館及び教育文化センター「みらい」に設置し、運用を開始いたしました。しかし、現在設備が故障し、利用を中止しているところでございます。

令和4年に修繕のため設置業者に確認したところ、最初に設置したものは設置から8年以上が経過し、部品の生産、販売が終了しており、修繕はできないとのことでございました。

また、本年2月には、合同会社DMM. c o mとの連携協定により、市内5箇所の公共施設にE V普通充電器計20器が設置され、供用を開始したところでございます。そのため、現在故障中で復旧のめどが立たない市役所本庁舎等の電気自動車用急速充電設備の利用を終了することから、条例を廃止しようとするものでございます。

議案書の82ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第48号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第48号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番、福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

私から質疑させていただきますけれども、基本的にこの急速充電器を設置したことによる今までの実績といいますか、そこら辺、利用者数とか、あとは維持管理費のところとか、そういう部分も教えていただけたらなと思います。

また、今後撤去することになると思うんですけれども、そのときはどの程度のものを見込

んでいるのか、そこら辺も教えてください。

以上です。

○委員長 菅原環境課長。

○環境課長 福島委員の質疑にお答え申し上げます。

急速充電器の利用者数でございますが、急速充電器につきましては平成29年10月から有料化をしております。そこからのデータしか現在持ち合わせておりませんけれども、有料化以降、令和5年度までに、本庁舎は111件、教育文化センターは36件、総合体育館は66件の利用がございました。

維持管理費につきましては、現在利用を中止しているため、維持管理はかかっていない状況でございます。

それから、撤去につきましては、令和4年当時、見積りを徴取しておりまして、安いところで180万円、高いところでも240万円程度の撤去費がかかるとの見積りをいただいております。

以上でございます。

○委員長 1番、福島委員。

○1番 福島委員 本庁舎、統計を取ってから111件、総合体育館66件ということだったと思うんですけれども、これは年平均にすると大分少なくなってしまうと思うんですよね。また、維持管理費、今はかかっていないのは分かるんですけれども、今までかかってきた維持管理費のところというのは今言えますかね。それと同時に、撤去費分、要は1台当たり180万円から240万円ということなんですけれども、今までの費用対効果的にはどのように評価していますか。

以上です。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 福島委員の質疑にお答えいたします。

年平均に換算した場合に、かなり件数が少ないんじゃないかというところございまして、委員のおっしゃるように、一番利用されていた本庁舎につきましては、一番少ない年で16件、一番多い年でも年間31件という利用状況でございます。教育文化センターにおきましては、最も少ない年で3件、多い年で13件、総合体育館につきましては、少ない年が8件、多い年が23件といったような利用状況となっております。

それから、維持管理費の部分につきましては、ただいま手元に資料はございませんけれど

も、設置当時の設置費につきましては、それぞれ費用が異なっておりますけれども、大体700万円程度の設置費がかかっております。

そのほかの維持管理費については、申し訳ございません、ただいま手元に資料がございませんので。

○委員長 1番、福島委員。

○1番 福島委員 その今までやってきた評価の部分はどうか。はっきり言って、今の説明を聞いてしまうと、教育文化センターに関しては年で3件ですか、少ない年で。さすがにどうなのかと言わざるを得ないと思うんですけども、もともと要は設置の目的とこの結果のところではどのように考えているのかというところを教えてもらえないですかね。以上です。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 福島委員の質疑にお答えいたします。

費用対効果の部分について、件数が少ないというところではございましたけれども、もともとこれは無償で始めた事業でございまして、電気自動車、低炭素社会の実現に向けて、低公害・低燃費自動車の導入を推進するために始めた事業でございます。そのため、充電インフラの整備等を進めてきたわけではございますけれども、効果的には無償化のときは結構な利用があったと聞いております。すみません、細かい数字は今持ち合わせていないですが、有料化になってからかなり利用者数が落ち込んだと聞いております。それなので、有料化以降の費用対効果はどうかと尋ねられた場合には、設置に見合う効果が十分あったとは言えないと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第48号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第48号 行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 10時 20分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小 林 修

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

6 月 1 8 日 (水 曜 日)

令和 7 年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和 7 年 6 月 1 8 日（水曜日）
- 開催場所 第 2 委員会室
- 付議事件 議案第 4 5 号 令和 7 年度行田市一般会計補正予算（第 1 回）
議案第 5 1 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 審査日程 【消防本部】
議案第 5 1 号 消防ポンプ自動車の取得について
【健康福祉部】
議案第 4 5 号 令和 7 年度行田市一般会計補正予算（第 1 回）

○出席委員（7名）

委員長 橋本祐一 委員

3番 岩崎 彰 委員

副委員長 田中和美 委員

4番 養田英雄 委員

1番 野本翔平 委員

5番 村田清治 委員

2番 斉藤博美 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

熊谷崇皓	健康福祉部長
風間重文	福祉課長
吉田兼弘	子ども未来課長
田中義久	健康福祉部副参事
吉澤宏	消防長
野口祥和	消防本部次長 兼消防署長
山口謙一	消防総務課長
新井竹秀	予防課長
服部昌彦	消防本部副参事
尾野学	消防本部副参事
野口友也	消防本部副参事
大木宏之	契約検査課長

○事務局職員出席者

書記 進藤翔太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

本日は慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案1件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

○消防長 皆さん、おはようございます。

橋本委員長を初め、委員の皆様方には、常日頃から消防行政の推進に格別なるご理解、ご支援を賜りましたこと、この場をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

初めに、本年も半年を経過しようとしておりますので、火災と救急の出動状況について、速報値となりますが、中間報告をさせていただきます。

まず、火災発生件数につきましては、昨日までに11件となっております。昨年の同日と比較し、10件の減少となっております。内訳ですが、昨年同日と比較し、建物火災が13件から9件少ない4件、次いで枯草や立ち木等の焼損によるその他火災が8件から3件少ない5件、昨年ゼロ件でありました車両火災が2件となっております。建物火災が減少した要因の一つに、昨年主な出火原因であった枯草や家庭ごみの焼却が建物に燃え移り、延焼してしまった火災が、本年は発生していないことが挙げられます。今後も、出火原因を分析し、火災件数の減少につながるよう、防火広報活動等に励んでまいります。

次に、救急につきましては、集計に時間を要することから、5月31日までの状況とさせていただきます。出動件数は1,928件、昨年と比較し3件の増加と、ほぼ横ばいとなっております。内訳ですが、急病は昨年より15件多い1,324件、一般負傷は54件多い307件、交通事故は8件少ない102件となっております。この3種別で例年同様約9割を占めております。

なお、54件増加した一般負傷において、65歳以上の高齢者の占める割合が約8割となっていることから、予防救急に関する広報の強化が必要であると考えております。

以上が、上半期における火災、救急の出動状況となりますが、引き続き市民の安全・安心を第一に、職務遂行に専念してまいります。

さて、本日ご審議いただきますのは、議案第51号 消防ポンプ自動車の取得についてでございます。説明は、山口消防総務課長が申し上げますので、皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、説明に入らせていただく前に、議案書の語句に誤りがございましたので、恐れ入りますが訂正させていただきたいと存じます。詳細につきましても、山口消防総務課長から申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第51号について

○委員長 初めに、議案第51号 消防ポンプ自動車の取得についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

山口課長。

○消防総務課長 おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、議案書の訂正についてお願いいたします。

議案書の92ページをお願いいたします。

本日、タブレットに正誤表を掲載させていただきました。物品売買仮契約書の下から3行目、受注者の住所の記載でございますが、「東京都港区五丁目」を「東京都港区芝五丁目」に訂正をお願いいたします。

訂正は以上でございます。議案提出後、また委員会付託後の訂正となりましたこと、大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号 消防ポンプ自動車の取得について、細部説明を申し上げます。

議案書の90ページをお願いいたします。

本案は、消防ポンプ自動車を取得するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、ご審査いただくものでございます。

消防ポンプ自動車の取得理由につきましては、災害発生時の消火活動等に対応する消防団車両として、南部第6分団及び南部第7分団に配備しておりますが、現在の車両は平成18年度に購入したもので、18年が経過し、老朽化していることから、車両を更新するものでございます。

契約の概要でございますが、品名は、消防ポンプ自動車（CD-I型）で、取得台数は2台、取得方法は一般競争入札で、取得金額は消費税を含めて5,269万円でございます。契約の相手方は、東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長、山北忠司氏であります。

91ページをお願いいたします。

これ以降は、参考資料となります。

初めに、消防ポンプ自動車（CD-I型）の主な仕様や装備の概要について掲載したのですが、今回購入する車両は、災害時に狭隘な道路でも迅速に走行できる機動性の高さに加え、準中型免許で運転できる比較的小型の車両となっております。また、ホースカーを収納する昇降装置を、手動式ではなく油圧式にすることで、消防団員の活動負担が軽減される仕様となっており、簡易的な救助資機材も装備した、地域住民の安全確保を図れる車両となっております。

92ページをお願いいたします。

次に、契約の締結についてでございますが、令和7年5月9日に仮契約を締結しており、本定例会において議決をいただいた際には、仮契約を本契約とみなすものでございます。

納入期限は令和8年3月31日で、納入場所は行田市消防本部でございます。

次に、入札の経緯についてご説明申し上げますので、93ページをお願いいたします。

本件は、令和7年4月9日に一般競争入札の公告を行っております。入札参加資格につきましては、競争入札参加資者名簿に登載されているもので、元請として国または地方公共団体と消防ポンプ自動車（CD-I型）の契約を2回以上履行した実績を有する者といたしました。入札の予定価格4,898万2,200円は、事前に公表しております。

入札執行につきましては、令和7年4月25日に、埼玉県電子入札共同システムにより開札

を行い、8者の応札があり、株式会社ネイチャーが予定価格の制限の範囲内で最も安価な入札額となりましたが、一般競争入札の資格審査を辞退したことにより、失格となっております。そのため、次点の株式会社モリタ東京支店を落札者として本定例会に上程することとなったところでございます。

以上で、議案第51号 消防ポンプ自動車の取得について、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの説明の中で、議案書の一部訂正がありましたが、先例により、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、承認することといたします。

△議案第51号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 説明ありがとうございました。

では、基本的なところから質疑を行いたいと思います。

まず、条例として上程される金額についてお伺いしたいんですけれども、今まで消防団のこの消防ポンプ車を含めて、自動車の条例ってなかなかあまり見たことがなかったんで、今回出てきたんですけれども、条例として上程される金額というのは幾らなのか、それは取得金額に対してとか、そういうことなのか、お伺いしたいと思います。

それと、これ2台というんですけれども、全く同じもの2台ということでよろしいでしょうか。まず、それだけお願いします。

○委員長 大木契約検査課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

まず、取得価格が一般競争入札に付すべき条例の中で幾ら以上かということになりますが、物品に対しては2,000万円以上になります。これは、消費税込みの値段の、取得価格の2,000万円以上となります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 齊藤委員 それは、取得金額なのか、何なのか。落札はやってみないと分からないですけれども、何に対してなのかと、それと今まで消防団のってあまり出てこなかったんですけれども、それというのは物価高とか、そういうことが影響しているのかどうか、お伺いします。

○委員長 山口消防総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

2,000万円は取得金額とご理解いただいて大丈夫です。

次が、今まで上程されなかった理由ですが、委員がおっしゃるとおり、物価高と人件費の高騰などによって、今まで2,000万円届かなかったものが、2,000万円を超えたものでございます。

もう一つの質問で、2台同じものかといったところは、同じものの2台となっております。以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

それと、一番本題のところですが、登録名簿に記載した8者が手を挙げてもらったということで、株式会社ネイチャーが辞退したということだったんですけれども、理由については何か聞いていますか。

○委員長 大木契約検査課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

今回、一般競争入札を行いまして、株式会社ネイチャーが、予定価格の範囲の中で一番安い価格で入れていただきまして、落札候補者となりました。ただ、一般競争入札の場合、事後に、入札を行った後に資格審査というものを行います。これは、その業種に登録されているものなのか、それから今回契約の実績ということで、消防自動車を2台受注したことがあるかどうかなどありましたが、そちらを落札候補者となった後に提出を求めるわけですが、その段階におきまして、株式会社ネイチャー様から、この一般競争入札の確認審査の依頼を辞退したいということで申出がありました。

その理由につきまして、聞きましたところ、入札金額を誤った金額で応札してしまったためと記載がございましたので、そこで辞退ということになりました。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今、大木課長がいろいろ言っていたんですけども、事後に資格審査を行ったというんですけども、登録名簿に記載している時点で資格があるということで、2台受注ということも、今までその実績があるということで登録名簿に載っているということでいいんですよね。その後、資格審査においてそこが駄目だったということではなくて、もうそれをクリアしている上で、登録名簿に載っていて、それで単純に、今回の理由としては入札を誤ってしまったということよろしいですか。

○委員長 大木契約検査課長。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

齊藤委員がおっしゃるとおり、資格審査として資格はお持ちであります。ですが、今回、先ほど申し上げた理由により辞退となりましたので、それが理由でございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第51号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません、これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第51号 消防ポンプ自動車の取得については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 9時 45分 休憩

午前 9時 48分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

橋本委員長初め、委員の皆様には、日頃より健康福祉行政の推進にご支援いただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日、ご審議いただく案件でございますが、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）となっております。このうち、健康福祉部の所管する部分につきまして、ご審議をいただくこととなります。内容の説明につきましては、各所属長から行わせていただきますので、何とぞご審議、ご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第45号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分について議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、風間課長。

○福祉課長 それでは、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、福祉課所管部分につきまして説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の右ページ説明欄の一番上の◎障害者福祉費ですが、障害者総合支援法の改正に伴い、令和7年10月から新たに制度開始となる就労選択支援の支給決定などに対応するため、障害福祉システムの改修が必要になったことから、その改修に係る経費を措置するものであります。

次に、3項1目生活保護等総務費の右ページ説明欄の一番下の◎生活保護一般管理費は、国の制度改正による介護療養型医療施設の廃止に伴う被保護者調査の調査項目の変更や、生活扶助基準の見直しなどに伴い、生活保護システムの改修が必要になったことから、その改修に係る経費を措置するものであります。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金は、障害福祉システムの改修に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものであります。

次に、2つ下の3節生活保護費補助金は、生活保護システムの改修に対するもので、同じく歳出計上額の2分の1を見込むものであります。

以上が福祉課所管部分でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、子ども未来課、吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出予算の内容について説明申し上げますので、議案書の57ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の右ページ説明欄の児童福祉一般管理費のうち、12節（仮称）さきたま古墳公園広場子どもの遊び場事業構想作成業務委託料は、さきたま古墳公園広場内に整備予定の子どもの遊び場について、基本構想の策定及びPPP・PFI導入可能性調査等を行うための経費を措置するものです。

その下の朝のこどもの居場所づくり事業委託料は、小学校入学に当たり、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者等が仕事などを変更せざるを得ない状況になる、いわゆる朝の小1の壁に対応するため、平日の朝に子どもを預かる朝のこどもの居場所づくりを県のモデル事業として、本年度と来年度の2年間、忍小学校において実施することから、その事業に係る経費を措置するものです。

その下の18節一時預かり事業費補助金及び次の◎児童措置費、19節認可外保育施設等3歳未満児施設利用給付費は、市内まつたけ幼稚園において、一時預かり事業のうち、保育を必要とするゼロ歳児から2歳児の定期的な受入れを行う幼稚園型Ⅱの実施に伴い、幼稚園及び園を利用する児童の保護者に対して、それぞれ補助を行うための経費を措置するものです。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして45ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金の右ページ説明欄、子ども・子育て支援交付金は、市内まつたけ幼稚園が実施する一時預かり事業費補助金に対する国の補助金で、歳出計上額の3分の1を見込んでいます。

47ページをお願いします。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金の右ページ説明欄、子ど

も・子育て支援交付金は、市内まつたけ幼稚園が実施する一時預かり事業費補助金に対する県の補助金で、歳出計上額の3分の1を見込んでいます。

次の朝のこどもの居場所づくりモデル事業補助金は、県のモデル事業として実施する当該事業に係る経費に対するもので、歳出計上額の3分の2を見込んでいます。

戻りまして、議案書の40ページをお願いします。

第2表継続費補正の1つ目、3款民生費、2項児童福祉費、（仮称）さきたま古墳公園広場子どもの遊び場事業構想策定事業は、先ほど歳出でも説明いたしました、さきたま古墳公園広場内に整備予定の子どもの遊び場の基本構想の策定及びPPP・PFI導入可能性調査等に係る継続費を追加するものです。本事業については、令和7年度と令和8年度の2か年で事業を実施するもので、総額3,575万円、令和7年度の年割額987万5,000円、令和8年度の年割額2,587万5,000円です。

以上で議案第45号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 では、朝のこどもの居場所のほうから、170万1,000円、県の補助3分の2のほうからお伺いします。

目的は、朝の小1の壁ということで、本年度、来年度と2か年のモデル事業ということでやると思うんですけども、まず調査内容、なぜ忍小学校なのかというところで、どんな調査をしたのか、希望者がどれぐらいいて、忍小学校になったのか、その辺の経緯を教えてくださいませんか。

○委員長 田中副参事。

○健康福祉部副参事 なぜ忍小学校を選んだかというご質問に対してお答えさせていただきます。

こちらの事業に関しては、埼玉県のモデル事業として実施するものでございまして、昨年秋頃に県が実施したアンケート結果で、利用希望の人数が多くて、利用希望の割合も多かった忍小学校を選定させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 アンケートというのは県がやったんですか、私は市がやったのかと思ったんですけれども、まず県がやったのかどうか。

それと、では何人いたのか。ほかの例えば泉小学校や西小学校ほかの小学校は何人いて、忍小が何人いて、忍小になったというところを教えてください。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 こちらのアンケートにつきましては、市ではなくて県がアンケートを実施してございます。

昨年秋頃に実施したアンケートにつきましては、小学校1年生と4年生に対してアンケートを実施しておりまして、忍小につきましては、アンケート回答率が46.1%で、その中で利用希望があったのが13人というところでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 では、県が実施したということで、その辺は市はノータッチということなのかな。それで、回答率って、かなり半分近くの人が回答していて13人いたということなんですけれども、ほかのところは市には何も分からない状況なのか。それでもって、どういう経緯でこの事業をやるのか、県から働きかけがあったのかどうか、行田市の忍小学校が13人もいらっしゃるから、どうですかというお声かけの下のモデル事業なのかどうか、お伺いします。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 市でこの事業を実施するという経緯につきましては、県のアンケート結果に基づいて、朝の居場所の事業をやるということで予定しておるところでございます。

アンケート結果につきましては、市内の小学校全部に対してアンケートを実施しておりますので、その結果をもって、忍小学校で実施するという形で選定したものでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 私が今聞いたのは、普通考えると、泉小学校とか西小学校も希望者が多いんじゃないかと思うんですよ。普通に考えたときに。なぜかというとなりに近いとか、いろいろあるんですけれども、都内に勤める方がいらっしゃるんじゃないかという想定で、なぜ忍小学校なのかというところで、アンケートのその13人というのは分かったんですけれども、

ほかの地域は、県がアンケートをやっているのに市はつかんでいないということなのかな。

それと、働きかけは県からあったんですかということです。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

まず、アンケート自体は市内の小学校全部で行っています。その中で、利用希望が多かったのが泉小学校と忍小学校で、どちらも利用希望は13人ずついたんですが、アンケートの回答者数に対する利用希望の割合が、同じ13人でも忍小学校のほうが高かったということで、まず忍小を選定させていただきました。

あと、働きかけにつきましては、特に県からの働きかけではなくて、市がこういう課題に対して、今回の事業については実施するに当たって動いたもので、特に県からやってくださいというのではなくて、市がやろうという形で進めているものです。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、そのアンケートの返しがあって、市でやったほうがいいとなったということだと思います。

泉小学校が回答率が何%だか今言っていないんですけども、同じぐらいの利用希望者数はいたということで、もしかしたら回答率がもっと増えれば、泉のほうが多い可能性もなきにしもあらずということかと思いました。

これ、2年間やるんですけれども、2年目は場所を変えるとか、そういったことは想定しているんですか。ずっと忍小学校でいくんですか。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 今後、2年間をどうするかというところですけども、今の段階ですと、2年間、忍小学校1校でこの事業をやっていく予定でございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、どの程度まで県から返ってきているか分からないですけども、そのアンケートの内容が、その仕事の内容とといいますか、例えば県内に通っている、市内に通っている、都内に通っているという、その辺ぐらいはつかんでいるんですか、市のほうで。

なぜかという、この事業って重要な事業なんですよ。やるべきだと思うんですけども、

東京のほうで始まった事業なんですよ。今回、行田にもこういう事業をやるということで、どれぐらい都内に通っている方がいるのか等、検証しなくてはならないと思うんですよ。この事業を行うに当たって、ただやれば良いというんじゃなくて、人口減少に歯止めをかけるということで、いろいろと市も取り組んでいますけれども、そこに生かすためには、事業の検証というのは必要かと思うんですけれども。

まず、入りがけのこのモデルをやりますというところで、こういった仕事の内容というか、時間帯だとか、そういったものの調査というのをまず行っていますか。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 利用希望者に対しての、都内に通っているかどうかのところですけども、都内に通っているかどうか、どこに就業地があるかどうかというのは確認は取っておりますが、今後、利用するに当たっては、就業要件をつけようと思っていますので、その中でどちらに通っているのか、それから何時から仕事を始めるかなど、その辺を確認して実施していこうと思っております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

定員が37人ということで、本会議で答弁していただきましたので、まだまだ余裕はあるんですけども、これがどれぐらい埋まるのかと私も思っていますけれども、まずはモデル事業で始めてみなければわからないということもあるかもしれませんので、必ず検証していただきたいと思いますけれども、どうですか。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 検証につきましては、今後モデル事業を実施していく中で、利用ニーズなどを保護者の方に聞きながら検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 関連ですけども、朝のこどもの居場所づくり事業ということで、説明でもありましたけれども、小1の壁、保育園の預かり時間、それと小学校の開始時間の差があるからという発想で、居場所づくりの話だと思うんですけれども、保育所は開始預け時間、私の経験からすると7時半なんですね。7時頃から預かるところもあるんですか。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 保育園の朝の預かり時間の関係ですけれども、市内の保育園において、預かり時間の差はいろいろございますが、7時から預かっているところも幾つかございますので、7時から実施しようと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 7時から預かっているというのは、駅前保育とか、そういう場所になりますか。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

平日で7時から預かっているのが、駅前だけに限らず、場所で見えますと、太井保育園ですとか、小羊チャイルドセンターですので太田地区もございまして、あと太田保育園も7時から。あと、荒木地区の行田こども園ですと7時15分からということで、J R行田駅前ということではなくて、太田地区とかにもございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 そうすると、忍小学校を利用するエリアの中には、7時から預かる保育園はないということになると、学区の中で、恐らく通学班での登校が始まると思います。そうすると、家を出るのが大体7時半ぐらいに子どもたちが集合場所に集まって、班長さんと一緒に、見守り隊と一緒に小学校に登校するという流れが通常の中ですから、先ほど説明があった県が行ったアンケート調査の対象者が、在校生の保護者なんですよね。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 先ほどお答えしました昨年の秋に実施させていただきましたアンケートですけれども、小学校1年生、それから小学校4年生の保護者に対して実施したものでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 そうすると、これから利用するという対象者にアンケート調査をしていないわけですよね。何か、合点がいかないところがあるんですが、モデル事業、本来は保護者が、班で登校する班長のところとか、そういうつながりを持って、うちは仕事の関係で7時半には家を出なくてはならないということで、班長のところに行って、保護者同士で早めにそこに連れて行って、みんな集まってきますから。

それで、こういう朝のこどもの居場所づくりという、モデル事業だから難癖をつけるわけではないですけれども、そういう地域でのつながりが希薄になってしまっているから、こういうことが始まっているのかと感じ取れるんで、できればこれから利用される方がいたら、まずは行政側として、通学班を利用して、あまりにも30分も開きがあるのではかわいそうですけれども、5分ぐらいの待つ時間とか、見守り隊の方もそこに来ていますから、そういう地域のつながりを持たせての登校をさせれば、こういった事業は特に必要はないのかとは思いますが。

反対とか、そういうことではないです。確認の意味でさせていただきました。

以上です。

○委員長 田中健康福祉部副参事。

○健康福祉部副参事 先ほどのお答えをさせていただきます。

一応、今回県のモデル事業として、2年間実施させていただくわけですが、実施していく中で、保護者のニーズやアンケートを分析させていただきまして、今後につなげていこうと思っています。

また、実施するに当たっては、学校等の通学班の関係もございますので、学校とも連絡調整を取りながら実施してまいろうと思っています。

また、先ほどの中での確認事項でありましたが、忍小学校区に7時から開いている保育所がないのかというところですが、保育園につきましては、その学区だけではなくていろんなところに行く可能性がありますので、そういったところも考慮して実施させていただこうと思っています。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしましたら、今度は生活保護一般管理費、57ページですけれども、先ほど生活保護基準が変わったと説明、一言いただいたんですけれども、どんなところが変わったんでしょうか。

○委員長 風間福祉課長。

○福祉課長 現在、生活保護につきましては、コロナ禍による影響やエネルギー、食料品を中心とした物価の上昇を見て、令和5年10月から当面2年間ということで、臨時的、特例的な対応として、1人当たり月額1,000円の加算が行われております。引き続き物価、賃金が上

昇基調にあるという背景もありまして、消費が緩やかに増加していることなどを考慮して、本年10月から当面2年間の間、1人当たり月額1,500円に引き上げて支給をしようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

ただ、それをちょっと変えるだけでもこんなにOAシステム委託料がかかってしまうというところが、本当に私も何だろうと思いますけれども、その分、黙ってやればいいのかと思いますけれども、分かりました。了承しました。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 57ページの児童措置費、19節の認可外保育施設等3歳未満児施設利用給付費について、確認を含めて再度お尋ねしたいと思います。

これは、利用される方というのを、何人というのが想定されていらっしゃるのかというのを含めて、改めて説明をいただけたらありがたいなと思います。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

まつたけ幼稚園において、6名の園児を受け入れるものに対するものでございます。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

6名ということでございますね。

先ほどの説明の中で、保護者の方に給付をするという説明でございましたね。そうすると、この226万8,000円というのが保護者の方に支給されるという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○子ども未来課長 お答えします。

保護者の方に支給というよりは、実際園に保護者の方が支払う分を市が負担する形ですので、園に払うということです。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 理解できました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしましたら、さきたま古墳公園広場子どもの遊び場事業について、継続費補正で3,575万円、令和7年度が987万円ということで、先ほど何回も言っていたのは、基本構想、PPP・PFI導入の調査だと思うんですけども、基本構想ですけども、どの程度、内容を入れ込んでくるのか。かなり決まってくるのかと思うんですけども、分かりづらいんで、どの程度まで決まってしまうのか、この7年度で。お伺いします。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

今回、この基本構想につきましては、先ほども説明させていただきましたように、7年度と8年度をかけて、基本構想ですとか、PPP・PFIの導入可能性調査をやっていくものです。

その中で、7年度につきましては、基本的にこれから予算を確定いただきましたら、事業者と決定していきますが、初年度ですので、初年度で全ては決定しないところも想定していきまして、そのための事前のいろんな調査ですとか、そういうので今年度はある程度終わってしまっていて、来年度に基本的な軸となる計画の部分ですとか、そういうのをやっていくというような形で、こちらは考えております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、先ほどの基本構想とPPP・PFIは2か年かけると。今年度に関しては、事業者決定、調査で終わってしまうよということだったと思いますけれども、その事業者というのはどういうふうに決めるんですか。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

現在、事業者の選定につきましては、提案型のプロポーザルで決定することで予定をしております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 では、そのプロポーザル、どういうふうに投げかけるんですか、業者に。いろんな、たくさんあると思うんですけども、県内、市内市外問わずやるんでしょうけれども、その事業者によって、かなりこの計画がどうなるのかと決まってくるかと思うので、

どのように事業者に告知するのか、教えてください。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

事業者につきましては、かなりいろんな事業者がいらっしゃいますので、ホームページですとかSNS等を使って周知とか、あるいは既にこちらに、新聞記事等を見られて来られている事業者もいますので、そういうところも含めて広くお声がけをするなり、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうですね、広く声をかけていただきたいなと思います。せっかくやろうとしているんですから、慣れているというのものもあるんでしょうけれども、センスのいい事業計画にならないと、何だとなってしまうので、その辺はいろんな手を、あまり直接送るということはできないと前から答弁いただいていますので、なるべく目につきやすいようないろんなところに告知するよう努力していただきたいと思いますが、どうですか。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

おっしゃられるように、ただ単に金額だけで決めるということではなくて、やはり内容が重要と考えておりますので、その中でしっかりしたものがつくれる事業者というのを選定していく必要があるとこちらは考えておりますので、委員おっしゃられるように、なるべく広く周知して、なるべく多くの業者にプロポーザルに参加していただけるように、こちらも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 先ほどの斉藤委員の質疑に重複する部分もあると思うんですけれども、40ページの継続費補正の部分ですけれども、こちらのさきたま古墳公園広場子どもの遊び場事業構想策定事業費で、こちらは先ほど課長からも答弁ありましたけれども、987万5,000円が今年度計上されるんですけれども、この数字に至った何か積算根拠みたいなものがあれが教えてください。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

まず、こちらを積算するに当たっては、こちらである程度仕様をまずつくらせていただきまして、こういうPPP・PFIの調査等の実績がある事業者から、参考で見積りを取らせていただいています。その中で、実際にどういう業務をやるかというのも、こちらで精査しながら、初年度にどこまでができるかというところをさらに精査して、金額は計上させていただいております。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございました。

これ、継続費補正ということで、総額で3,575万円を計上しているんですけれども、令和7年度に987万5,000円で、来年度は2,587万5,000円ということで、約2.5倍から3倍近くの差ができていますけれども、これは理由というのはあるのでしょうか。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、まず初年度につきましては、これから予算が確定いただければ、それからまず事業者選定とかで、ある程度時間が2～3カ月かかります。そこから契約した後には、事業者の今度は準備等もある中で、いろんな市場調査とか状況調査をまずするので、今年度は終わってしまうかと。来年度につきましては、基本的な導入可能性調査に関わるサウンディング調査ですとか、VFMの検討ですとか、いろんな調査を来年度やりますので、来年度が本当に本格的に構想をつくるに当たっての勝負の年と考えておりますので、このような形で計上させていただいているものです。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。ありがとうございます。

来年度からが本格的な調査ということで、これぐらいの継続費補正の差が開いているということで承知しました。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第45号の討論

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手願います。

田中副委員長。

○副委員長 では、議案第45号 令和7年度一般会計補正予算（第1回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この中で、特に朝の居場所づくりの施策についてでお話をさせていただきたいと思います。朝の居場所づくりの施策、取り入れている自治体は全国で1.4%、検討中は1.7%で、計3.1%ということです。そういった背景もあって、県もモデル事業として推進していくものと思いました。そういったところを感度高く、補助金ということが出てまいりますので、感度高く本市でも取り入れようとする姿に頭が下がります。

今後、あらゆる面で子育てに優しいまちと選ばれるまち、移住促進にも資するところだとも考えます。潜んでいる現時点でのニーズもあるかと思ひますし、両親が都内への通勤など、そういった方に、移住促進については届く施策ともなり得ると思ひますので、検証しながらよりよいものに進めていっていただければと思ひ、賛成の立場とさせていただきます。皆様のご賛同を賜りたく、討論させていただきました。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第45号の採決

次に、採決いたします。

議案第45号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午前 10時 25分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋 本 祐 一